

## 整備基準等（廃棄物収集施設に関すること）

（廃棄物収集施設等の整備）……協議先：ごみゼロ課

1 次の基準により、廃棄物を収集する施設又は場所を建築物の敷地内に整備するものとする。

(1) 集合住宅に設置すべき廃棄物を収集する施設の規模は、面積については計画戸数に0.2平方メートル（1住戸当たりの面積が40平方メートル未満のものにあつては0.1平方メートル）を乗じて得た有効面積とし、奥行きについては1メートル以上（その有効面積が3平方メートル以下の場合は、70センチメートル以上）とすること。

(2) 廃棄物を収集する施設の構造は、次に掲げるとおりとする。

ア 雨水防除のための屋根及び壁等を設置し、有効開口が高さ1.8メートル（その有効面積が3平方メートル以下の場合は、壁等の高さについて1メートルを限度として緩和することができる。）以上、幅90センチメートル以上の扉であつて、自動的に閉鎖しないもの（法令又は他の条例若しくはこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除く。）（原則として引戸とする。）を設置すること。

イ 床面は、水洗いが可能な材質とし、清掃用として床面から高さ50センチメートル以上の場所に水栓を設置すること。

ウ 汚水ますを設置し、廃棄物を収集する施設の内部を水洗いした際に発生する汚水が、外に流出しないよう対策を施すとともに、設置した汚水ますに流れるよう十分なこう配を設けること。

エ 設置した汚水ますに雨水等が流入しないよう対策を施すこと。

オ 棚及び錠の設置はしないこと。ただし、収集作業に支障をきたすおそれがない場合は、この限りでない。

(3) 集合住宅の開発における廃棄物を収集する施設を設置する際には、資源ごみのコンテナ等の配置場所について検討すること。

(4) 集合住宅以外の住宅の開発にあつての廃棄物を収集する施設又は場所については、開発地内の道路の形状及び幅員等によって収集方法が異なるため別途協議すること。この場合において、資源ごみのコンテナ等の配置場所について検討すること。

(5) 設置された施設の維持及び管理については、事業者、入居者及び管理組合等が行い、その清潔を保つように努めなければならないこと。

(6) 廃棄物を収集する施設の設置場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、開

発地の配置、形状等により設置が困難である場合（理由書を提出すること。）は、この限りでない。

ア ごみ収集車が円滑に通行することができる道路又は通路に面するものとする事。

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条の規定により停車及び駐車が禁止されている道路の部分に面しない事。

(7) 廃棄物を収集する施設の修景は、浦安市景観計画に定める景観形成基準（景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第2号の規定により定めた良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項をいう。）に適合するよう配置、向き等の工夫を行う事。

(8) 開発地がごみ収集車の進入できない道路に面している場合は、設置すべき廃棄物を収集する施設の面積を確保し、床面清掃用の水栓及び汚水ますを設置するものとする事。

2 前項に定めるもののほか、廃棄物を収集する施設又は場所についての整備基準は、別に定める。